

河川愛護モニターをご紹介します

国土交通省では、地域住民の方々の協力の下、河川整備・河川利用・河川環境に関する地域の意見を十分に把握し、地域との連携をさらにすすめる、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び、河川の適正な維持管理に資する目的で河川愛護モニター制度を実施しています。鮭川出張所では、佐藤幹士さん、真室川小学校環境委員会の皆さんに河川愛護モニターを委嘱しています。

河川愛護モニターの仕事とは？

河川に関する住民の要望や、ゴミの不法投棄、河川の流水、河川管理施設等について異常を発見したなど河川に関する様々な情報の提供を月1回程度河川管理者（担当出張所）へ報告していただくお仕事です。



※佐藤幹士さんからは、鮭川の観音寺橋～最上川との合流点（金打坊橋）までの区間を観察していただいています。

主な業務内容（河川に関する下記事項についての情報提供）

- ゴミの不法投棄
- 地域住民からの河川整備・利用・環境に関する意見や要望
- 河川施設の不具合
（堤防や護岸の損傷など）
- 川の水の異常
（油が浮いている・魚類が大量に死んでいるなど）
- 河川を利用する上で危険だと感じたこと
- その他、特に河川管理者に連絡が必要だと感じたこと

モニター歴13年の佐藤幹士さんに 河に対する想いを綴っていただきました。

幼少の頃より川での遊びに魅了されてきました。小学生の頃には川に潜ってカジカや小魚を採ったり、またはミミズを餌にしてウキ釣りに夢中になったり。

今から50年近く前の話ですが、当時の地元の真室川上流域は今より川幅が広く、淵は深くて桜鱒や岩魚などの大型の魚が悠々と泳いでいる姿もしばしばみることができました。川はプールと同様に泳ぐことを学ぶ場所でもありました。

大人になってからも釣りを趣味として数十年の長い間川の遊びを楽しんできました。

川にはたくさんの生物が住んでいます。様々な種類の虫や魚や蟹など。大きなサケやサクラマス、そしてアユの稚魚も海や河口あたりから川の上流域へとぼってきます。魚は川に流下する虫を食べたり、水中の石に生えたコケを食べたりして生活しています。

川のそばにいる鳥は小魚を食べたり、川鶺などは大きな魚も食べます。そして私たち人間も川から様々な恵みを得ています。飲み水を得たり、魚を採ったり、作物を育てる水源として利用したり、物を洗ったり、ダムを利用して電気を発電したりしています。

私たち人間や流域に住む様々な動植物にとって川は欠くことのできない存在です。

そうした川も、大雨が続いたりすると洪水を引き起こしたり、災害が発生することがあります。

最近是全国各地で大雨による洪水や河川が氾濫しているところがあり、テレビではそうした災害に遭っている映像を頻繁にみるようになりました。

私たちが住むこの最上地域も雨による増水で川の護岸が崩れたり、実際に災害が発生しています。

私が河川愛護モニターになって最初に感じたのが、河川を管理したり川の流域に住む私たちに災害が及ばないよう国土交通省の皆さんが日頃から川を監視したり、災害が発生した時には復旧させたりと私たちが安心して暮らせるように色々な視点から治水のために働かれているということでした。私たち河川愛護モニターも日頃河川の周辺を観察して毎月報告をしておりますが、今後も河川やそこに住む動植物の生態系の変化等も含めて河川管理に役立てていただけるように観察を続けていきたいと考えます。

この豊かな最上地域の自然を将来の世代へ残せるよう努めていければと思っています。

すてきなお話をありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

油流出事故にご注意下さい

寒くなると暖房を使う機会が増えるため、タンクから灯油などの油類が漏れ出し、河川に流れ出す事故が多く発生します。その原因の多くが人的ミスによるものです。事故を起こした場合、油の撤去には費用がかかります。その費用は、事故を起こした原因者が負担することになります。

給油中はホームタンクから離れない、ホームタンクや配管の定期点検は怠らないようにしましょう。

△油の流出や流出を発見した場合は…

万が一、油の流出事故を起こしてしまった場合や、発見した場合はすぐにお近くの、**消防署・警察署・市町村役場・国土交通省や県の機関**にご連絡してください！

流出した油を自分できれいに清掃したつもりでも、雨とともに流れ出たり、地面に染み込んだ油が時間の経過とともに水路に出てくる場合があります。また、流出した油を水で洗い流すことは被害の拡大に繋がりますので絶対にしないでください。

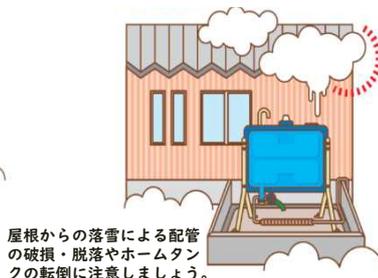
① その場を離れない



② 配管の場所には目印を



③ 落雪には注意して



④ 定期点検を怠らない



不法投棄は犯罪です

きれいな川と美しい地域を守るためにも、ゴミの不法投棄はやめましょう。

不法投棄は景観を損ねるのはもちろん、水質の悪化や土壌汚染問題に繋がるだけでなく、場合によっては増水時に樋門・樋管の出口を塞ぎ操作が困難になるなど重大な影響が考えられます。

鮭川出張所では河川のパトロールをし、不法投棄を厳しく取り締まっています。

不法投棄を発見したら、すぐに鮭川出張所または、最寄りの警察にご連絡をお願いいたします。

河川への不法投棄は法律で処罰されます

不法投棄は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）』により罰せられます。

■ 河川法第109条: 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

■ 廃棄物処理法第25条: 5年以下の懲役又は、1000万円以下の罰金
又はこの両方（※法人等の場合は3億円以下の罰金）

不法投棄や、河川の異常を発見した場合は鮭川出張所にご連絡下さい。

国土交通省 新庄河川事務所 鮭川出張所 ☎ : 0233-55-3020